

下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第29回）議事要旨

（下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務）

1 日時

平成19年9月7日（金）10：00～14：10

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員）池田修，伊藤眞，大川真郎，奥田昌道（委員長），富越和厚，中田裕康，
夏樹静子，平木典子，堀野紀（敬称略）

（庶務）高橋総務局長，戸倉審議官，安東総務局第一課長

（説明者）大谷人事局長，門田人事局任用課長

4 議題

（1）協議

- ・ 平成20年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について
- ・ 平成20年4月期の弁護士任官候補者について
- ・ 平成19年10月の出向からの復帰候補者について
- ・ 平成19年9月の新任判事補候補者について
- ・ その他

（2）次回の予定について

5 議事

（1）協議

庶務から，前回の委員会以後の経過として，平成19年下半期の判事再任候補者，平成19年10月期の弁護士任官候補者，平成19年7月及び8月の出向か

らの候補復帰者についての答申を最高裁判所に報告したこと、平成19年上半期の判事再任候補者のうち再任予定日が本年9月の者、平成19年下半期の判事再任候補者についての最高裁判所における審議結果が報告された。

また、最高裁判所から、平成20年4月期の弁護士任官候補者、平成19年9月の新任判事補候補者、平成20年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者、並びに平成19年10月の出向からの復帰候補者について、それぞれその指名の適否について諮問を受けたことが報告された。

さらに、平成19年9月の新任判事補候補者に関する諮問については、従前は、9月の委員会で報告した後、所管の地域委員会に対し、該当の名簿及び略歴を送付していたが、採用日程の変更に伴い、今回の委員会より前に諮問の報告を行う機会がなかったため、委員長の了解を得て、各地域委員会に対し、名簿及び略歴を送付した旨、説明があり、今後も同様の取扱いとすることです承された。

- ・ 平成20年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について

庶務から、8月29日午後1時30分から作業部会を開催したことが説明され、作業部会長である伊藤委員から、作業部会の検討結果について報告がされた。

作業部会の検討結果を踏まえて重点審議者について審議し、決定した。

そして、今後の手続として、速やかに、所管の地域委員会に名簿と略歴を提供するとともに、重点審議者とされた指名候補者については、これに所長等が作成した報告書を添付して、11月21日までに情報収集の上、その結果を報告するよう要請する。地域委員会による重点審議者に関する情報収集の方法については、これまでと同様の方法による。具体的には、指名候補者の現任庁に対応する各庁会に指名候補者の名簿を提供し、所属の検察官又は弁護士が、指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、一定の期間、所属の各個人から直接地域委員会がその有する情報を受け付けることを連絡し、検察官又は弁護士への周知を依頼する。その際には、重点審議者であることを特定せず、他の指名候補者と同様に情報収集を依頼する方法により行うこととされた。また、再任希望

者等に関する情報収集の在り方については、従来から当委員会において何度か議論され、「裁判官の職権の独立に対する影響、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点等に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供する方法によるべきこと、特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではない」ということが確認されているので、昨年同様、地域委員会が弁護士会に対して情報受付の周知を依頼するに当たっては、この当委員会の考え方を弁護士会に伝え、情報を有する弁護士から直接これを地域委員会の庶務に提出することを周知するよう地域委員会に依頼することとされた。

- ・ 平成20年4月期の弁護士任官候補者について

庶務から、弁護士任官候補者に関する情報収集の在り方については、従来から当委員会において繰り返し協議され、その結果、弁護士任官希望者に関する的確な情報が十分に収集できているとはいえ、調停官を経由した弁護士任官の推進等、早い段階からの的確な情報を収集するための方法を今後とも継続的に検討していく必要があるが、弁護士任官希望者側の事情に配慮し、当面は、すべての弁護士に名簿を示して情報提供の依頼をすることはせず、取扱い事件リスト記載の相手方代理人及び事情を知る者として候補者本人に挙げてもらった人から情報収集することとされてきた。他方、裁判官及び検察官からの情報収集に関しては、任官希望者が所属する弁護士会に対応する裁判所及び検察庁に対し、任官希望者の名簿及び取扱い事件リストを提示し、所属する裁判官及び検察官に対し、任官希望者の指名の適否に関する情報があれば、これを地域委員会に提供してもらうよう周知依頼することとされてきた。なお、任官希望者が調停官となっている場合には、従来からの弁護士としての活動に関連して提出されている情報に加え、常勤の判事・判事補と同様に、調停官として執務している状況に関連した情報が最高裁判所から提出される旨の説明がなされた。庶務からの説明を受けて、今回の弁護士任官候補者に関する情報収集の在り方について審議した結果、地域委員会による弁護士等からの情報収集の方法、裁判官及び検察官からの情報収集の方法

のいずれについても、従来と同様の方法によることとされ、庶務から、速やかに、所管の地域委員会に対し、11月21日までに情報収集の上、その結果を当委員会に報告するよう要請することとされた。

- ・ 平成19年10月の出向からの復帰候補者について

裁判官から出向している2人について、候補者の略歴、出向先から得た候補者の執務状況等を基に、判事として指名することの適否について審議され、いずれも判事に任命されるべき者として指名することが適当であると、最高裁判所に答申することとされた。

- ・ 平成19年9月の新任判事補候補者について

庶務から、9月4日午後1時30分から作業部会を開催したこと、本日までに、67人の指名候補者のうち、9人が任官希望を取り下げたことが説明された。

作業部会長である伊藤委員から、作業部会の検討結果について報告された。

作業部会の検討結果を踏まえて、判事補に任命されるべき者として指名することの適否について審議された結果、指名候補者58人のうち、52人については指名することが適当であると、6人については指名することは適当でないとして最高裁判所に答申することとされた。

- ・ その他

日本弁護士連合会から提出された要望書（委員会において面接を積極的に実施すること、少なくとも重点審議者全員に対して委員会における面接の機会を付与し、面接を希望する者については面接を実施すること及び弁護士任官希望者については、全員に対して面接を実施することを要望する内容のもの）の取扱いについて協議された結果、指名候補者の面接については、絶対に排除するものではなく、また、一律に行うものでもなく、状況に応じて、面接というプロセスを通した方がよいと委員会で判断した場合にケースバイケースで行うという従来からの方針を維持することが確認され、今回、日本弁護士連合会から提出された要望書に対しては、特段の対応をせず、参考書面として受領することとされた。

(2) 次回の予定について

次回の委員会は、12月7日（金）午前10時から開催され、平成20年度上半期の再任（判事任命）候補者及び同年4月期の弁護士任官候補者について審議することとなった。

以 上